平成２１年（フ）第２３４号
富山県砺波市神島510番地１
破産者　藪自動車鈑金工業所こと　藪　　孝直
１　決定年月日　平成22年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第６９７号
石川県河北郡内灘町字大根布６丁目16番地１
破産者　和田　誠司
１　決定年月日　平成22年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１６７号
金沢市米泉町８丁目140番地１県営住宅１棟13号、従前の住所金沢市米泉町９丁目129番地
破産者　砺波　　仁
１　決定年月日　平成22年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第２３１号
石川県河北郡津幡町字平野申17番地２、従前の住所石川県かほく市白尾イ54番地１
破産者　油野　秀宣
１　決定年月日　平成22年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２０年（フ）第１９９号
長野県大町市大町2576番地２
破産者　宮原　敏喜
１　決定年月日　平成22年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２０年（フ）第３７３２号
名古屋市西区菊井１丁目１番３号　正村マンション708号
破産者　岩﨑多美恵
１　決定年月日　平成22年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３１０１号
愛知県弥富市稲狐町64番地
破産者　日置久美恵
１　決定年月日　平成22年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３３７３号
愛知県愛西市須依町寅新田208番地　スペリア佐屋119号
破産者　針尾　重夫
１　決定年月日　平成22年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２２８号
名古屋市中村区八社２丁目４番地　さんこおるぜにがめ205号
破産者　片山　順子
１　決定年月日　平成22年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２８１号
名古屋市西区中沼町235番地　市営平田荘Ｓ１棟202号
破産者　濱渦　久俊
１　決定年月日　平成22年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３３２号
愛知県海部郡大治町大字長牧字中道122番地シャーウッド101号
破産者　誉建設こと　渡邉　誉重
１　決定年月日　平成22年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４５９号
名古屋市西区又穂町１丁目16番地の１　リバティーハイツ402号
破産者　中井てるみ
１　決定年月日　平成22年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１４２７号
大阪府守口市大日町２丁目１番47号
破産者　原田　悌司
１　決定年月日　平成22年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５８１５号
大阪府富田林市喜志町３丁目７番５―703号
破産者　片山　好正
１　決定年月日　平成22年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６５６３号
千葉県鎌ケ谷市東鎌ケ谷３丁目12番31号
破産者　大野　亮平
１　決定年月日　平成22年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８１７１号
大阪府豊中市西泉丘２丁目2397番地の２105号
破産者　山出　輝明
１　決定年月日　平成22年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８２０１号
大阪市淀川区木川西３丁目４番５号ハイツひの101号室、開始決定時の住所大阪市淀川区十三元今里２丁目５番２号
破産者　藤井　節子
１　決定年月日　平成22年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９６８１号
大阪市東住吉区湯里３丁目２番サンヴァリエ針中野第９号棟410号室、開始決定時の住所大阪府八尾市南木の本２丁目５番地の９
破産者　西原　愛子
１　決定年月日　平成22年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０３９０号
大阪府東大阪市東豊浦町１番23号　セプトレジデンス106号、開始決定時の住所大阪府箕面市桜ケ丘２丁目８番７号
破産者　髙**楽**　和也
１　決定年月日　平成22年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

第明治三二十種郵便物認可